平成２９年（フ）第６４号
滋賀県近江八幡市武佐町145番地１（南一114号）、前住所滋賀県近江八幡市出町917番地１（201号）
債務者　武井　清市
１　決定年月日時　平成29年６月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１３２号
兵庫県伊丹市平松５丁目２番９－101号
債務者　風間　弘子
１　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１８４号
兵庫県姫路市田寺８丁目10番３号　ル・ヴァン・アヴニール103、従前の住所兵庫県姫路市辻井８丁目７番32号
債務者　福本純子こと　金　　順子
１　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第７３号
奈良市左京２丁目２番地の２　６－401
債務者　峠　　宏和
１　決定年月日時　平成29年６月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１２７号
奈良市大宮町７丁目２番20－207号
債務者　立辻　　綾
１　決定年月日時　平成29年６月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１２９号
奈良市杏町302番地の３　市住２号
債務者　吉川　　博
１　決定年月日時　平成29年６月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１３０号
奈良市杏町302番地の３　市住２号
債務者　吉川八重子
１　決定年月日時　平成29年６月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１４５号
奈良市学園大和町２丁目116番地の５　ローレルコートエスタ学園前304号
債務者　古門　正之
１　決定年月日時　平成29年６月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１５２号
奈良市百楽園２丁目８番11号
債務者　末延　珠紀
１　決定年月日時　平成29年６月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第９２号
奈良県大和高田市大字土庫741番地６　レジデンスガーデン202号、前住所奈良県大和高田市高砂町４番１号
債務者　山下推恵美（旧姓奈須）
１　決定年月日時　平成29年６月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２９８号
広島市中区光南３丁目８番20－101号
債務者　金丸　信子
１　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３７８号
広島市中区榎町７番21－502号
債務者　成林　宗一
１　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３８３号
広島市中区河原町13番13－306号、住民票上の住所広島市安佐南区大町東１丁目３番48－302号
債務者　礒根　享子
１　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３９２号
広島市安佐北区あさひが丘７丁目９番４号、住民票上の住所広島県三次市十日市東２丁目10番22号（２号）
債務者　淺田　次夫
１　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３９７号
広島市安佐南区八木９丁目23番10－201号
債務者　柴崎　智弘
１　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４１７号
広島市東区戸坂山根１丁目１番26－106号
債務者　亀井　昭夫
１　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４２３号
広島市安芸区船越６丁目５番18号
債務者　荒木　祐介
１　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３号
山口県下関市丸山町３丁目14番27号
債務者　野村　昌利
１　決定年月日時　平成29年６月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係